# 第三次とりまとめ策定後の人権教育を 取り巻く主な動向について

令和2年10月15日 文部科学省初等中等教育局児童生徒課



## 第三次とりまとめ策定後の学校制度の主な動向

○人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の策定

平成20年3月

○生徒指導提要の取りまとめ

平成22年3月

生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書を作成し、生徒指導の実践に際して教職員の共通理解を図るとともに、組織的・体系的な生徒指導の取組を推進。

平成27年3月

○道徳の教科化(学習指導要領の一部改正)

道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置づけ、多様で効果的な道徳教育の指導方法へと 改善し、検定教科書を導入、一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実。 ※小学校は平成30年度、中学校は令和元年度から実施。

平成29年3月 (小学校、中学校) 平成30年3月 (高等学校) ○学習指導要領の改訂

「生きる力」の育成を目指し、資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理。主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や、カリキュラム・マネジメントの推進、社会に開かれた教育課程の実現を目指す。
※小学校は令和2年度、中学校は令和3年度から全面実施。高等学校は令和4年度から年次進行で実施。

平成31年1月~

○学校における働き方改革(中央教育審議会答申)

学校現場での教師の長時間勤務の深刻な実態を改めるため、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(中央教育審議会答申)を踏まえ、働き方改革の取組を推進。

令和元年度~

○GIGAスクール構想の実現

1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、個別最適化され、 資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現。

## 第三次とりまとめ策定後の国際社会の主な動向

平成20年3月

平成22年10月

平成26年9月

平成27年9月

令和元年9月

#### ○人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の策定

○人権教育のための世界計画第2フェーズ(2010~2014年)の採択

国連の第15回人権理事会において、「人権教育のための世界計画」の第2期行動計画として 採択され、「高等教育のための人権教育」と「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育 プログラム」をテーマとして取組を推進。

○人権教育のための世界計画第3フェーズ(2015~2019年)の採択

国連の第27回人権理事会において、「人権教育のための世界計画」の第3期行動計画として 採択され、第1フェーズ(初等中等教育がテーマ)と第2フェーズの実施の強化と「メディア専門 家とジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとして取組を推進。

○持続可能な開発のための2030アジェンダの採択

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現し、すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成を目指し、2030年を年限とする17の持続可能な開発目標(SDGs)を設定。

○人権教育のための世界計画第4フェーズ(2020~2024年)の採択

国連の第42回人権理事会において、「人権教育のための世界計画」の第4期行動計画として 採択され、「青少年のための人権教育」をテーマとして取組を推進。

## 第三次とりまとめ策定後の子供の人権関係の主な動向

平成20年3月

平成25年6月

平成26年6月

平成28年5月

平成28年12月

令和元年6月

#### ○人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の策定

○いじめ防止対策推進法の成立

いじめの防止や早期発見、対処のための対策に関する基本理念や国・地方公共団体等の責務基本的な方針の策定について定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進。

○児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の改正

自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管や、盗撮による児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則を新設し、子供の性被害を防止するための取締りを強化。

○児童福祉法等の改正

児童福祉法の理念の明確化(児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証されること等の権利を有すること等)等を通じ、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策等を更に強化。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 の成立

教育基本法や児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する基本理念や国・地方公共団体等の責務、基本指針の策定その他必要な事項を定め、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進。

○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の 成立

児童の権利擁護(親権者等による体罰の禁止等)や児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化等の措置を講ずることにより、児童虐待防止対策を強化。

# 第三次とりまとめ策定後の個別人権課題(子供以外)の主な動向①

平成20年3月

平成23年4月

平成23年6月

平成25年6月

平成28年5月

平成28年12月

#### ○人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕の策定

○人権教育・啓発に関する基本計画の一部変更

個別人権課題として「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加し、拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための啓発や広報のほか、学校教育においても 拉致問題等に対する理解を深めるための取組を推進。

○ **障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の成立** 障害者の尊厳を害するものである虐待の禁止、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障 害者虐待を受けた障害者に対する保護のための措置等について定め、障害者虐待の防止等に 関する施策を促進。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の成立

障害者基本法の基本的な理念(障害を理由とする差別等の権利侵害の防止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止等)にのっとり、障害を理由とする差別を解消するための措置等を定め、障害を理由とする差別の解消を推進。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の成立

本法外出身者に対する不当な差別的言動(ヘイトスピーチ)の解消に向けて、基本理念や 国・地方公共団体の責務や、国相談体制の整備や教育の充実、啓発活動等について定め、ヘ イトスピーチの解消を推進。

○再犯の防止等の推進に関する法律の成立

# 第三次とりまとめ策定後の個別人権課題(子供以外)の主な動向②

平成28年12月

○部落差別の解消の推進に関する法律の成立

部落差別の解消に関し、基本理念や国・地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び 啓発等について定め、部落差別の解消を推進。

※令和2年6月には、同法に基づく部落差別の実態に係る調査結果を公表。

平成30年2月

○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の改正

スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷した状況に対応するため、18歳未満の青少年利用者が新規の携帯電話回線契約や機種変更・名義変更を伴う契約の変更・更新する時に、有害情報のフィルタリング有効化措置を義務付けること等により、フィルタリングの利用を促進。

平成31年4月

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 の成立

アイヌ施策の推進に関し、基本理念(アイヌの人々の民族としての誇りの尊重や、アイヌであることを理由とした差別等の権利利益の侵害行為の禁止等)や国・地方公共団体の責務(教育活動、広報活動等を通じた国民の理解深化)、基本方針の策定等を定め、アイヌ施策の総合的かつ継続的に実施。

令和元年7月

○ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れ(内閣総理大臣談話)

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について控訴しないこととし、関係省庁が連携・協力し、 患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発 活動を強化。

令和2年1月~

○新型コロナウイルス感染症における偏見・差別への対応

患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権侵害の防止や、海外から一時帰国した児童生徒等へのいじめ防止等、関係省庁において必要な取組を実施。

5

※文部科学大臣からは2月と8月の2回、大臣メッセージを発信。